

研究活動における不正防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、亜細亜大学（以下、「本学」という。）の研究活動における不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はそのおそれがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教職員等」とは、亜細亜学園就業規則（以下、「就業規則」という。）に基づき雇用されている専任職員及び学部学生、大学院生、研究生並びにその他本学に在学又は在籍して修学若しくは研究に従事する者をいう。
- (2) 「部局等」とは、各学部、各研究科、アジア研究所、英語教育センター及び事務局をいう。
- (3) 「競争的研究費等」とは、各省庁又は各省庁が所轄する独立法人から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究費をいう。
- (4) 「公的研究費」とは、前号を含む公的研究費における管理・監査に関する規程第2条第1項に定義するものをいう。

(不正行為)

第3条 この規程において「研究活動の不正行為」（以下、「不正行為」という。）とは、本学の教職員等が、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料・研究機器及び研究過程を変更する操作を行うことにより、データ、研究結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、試料、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語の使用に関し、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) 二重投稿 自己著作物の表現や内容における適切な引用のない二重投稿などの研究者倫理に反する行為。定義等詳細については別に定める。
- (5) 不適切なオーサiership 論文等の著者として不適切である場合に関する研究者倫理に反する行為。定義等詳細については別に定める。
- (6) 研究費の不正使用・不正受給（以下、「不正使用」という。） 法令、就業規則及び諸規程に逸脱して、研究費等を不正に使用及び受給する行為
- (7) その他 法令、就業規則及び学内諸規程等に違反する研究を行う行為及び本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為

2 前項第1号、第2号及び第3号を「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則して「特定不正行為」と称する。

(遵守事項)

第4条 教職員等は、研究活動について別に定める研究倫理規程を遵守しなければならない。

- 2 研究を行う教職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データ（実験・観察記録ノート、実験データ）等は原則として当該論文及び報告書の発表後10年間適切に保存・管理するものとする。なお、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

3 全ての専任教育職員、特別任用教員、客員教員（競争的研究費と関わる者に限る）、大学院生、研究生及び研究活動の支援に携わる事務職員は、本学が定期的実施する研究倫理研修を受講し、その内容を理解した上で、次の事項を記した誓約書に自署し、提出しなければならない。なお、本項に関わる具体的な実施体制については不正防止計画に定める。

- (1) 本学規則等を遵守すること
- (2) 研究活動における不正を行わないこと
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- (4) モニタリング及び内部監査等の調査に協力すること

4 前項に定める誓約書の提出がない場合には、競争的研究費への応募や競争的研究費の運営・管理に関わることを認めない。

5 物品の購入を担当する事務部門の長は、公的研究費に関し業者と取引を行う場合は原則として、当該業者から、不正行為を行わないこと等を約する本学指定の「誓約書」を徴取しなければならない。

（運営・管理及び防止体制）

第5条 本学は、研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等を適正に行うため、第6条から第9条までに掲げる責任者を定める。

（最高管理責任者）

第6条 本学全体を統括するとともに、不正行為の防止、研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、学長をもって充てる。

2 公的研究費の不正防止に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 基本方針や具体的な不正防止計画の策定に当たっては、重要事項を審議する部長会・常勤理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

4 自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員等の意識の向上と浸透を図る。

5 研究費不正の根絶への強い決意を掲げ、不正防止対策を実効性のあるものとするために、定期的に各責任者から報告を受ける場を設けるとともに、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。

6 最高管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合は、次の条に定める統括管理責任者がその職務を代行する。この場合において、統括管理責任者が代行することについても同様に支障があるときは、第8条に定めるコンプライアンス推進責任者の中から互選により選出された者が、その職務を行う。

- (1) 事故あるとき。
- (2) 公的研究費及び研究活動等における不正に関する利害関係者となったとき。
- (3) 公益通報において被通報者となったとき。

（統括管理責任者）

第7条 最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止、研究費等の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、学長が指名する副学長をもって充

てる。

- 2 統括管理責任者は、不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者が策定する基本方針に基づく機関全体の具体的な対策のうち、最上位のものとしての不正防止計画等の策定・実施及び定期的な計画の見直しを行う。
- 4 コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて教職員等の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組として、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動等の計画（以下、「実施計画」という。）を策定し、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示して実施する。
- 5 統括管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合は、最高管理責任者がその職務を代行する。この場合において、最高管理責任者が代行することについても同様に支障があるときは、次の条に定めるコンプライアンス推進責任者の中から互選により選出された者が、その職務を行う。
 - (1) 事故あるとき。
 - (2) 公的研究費及び研究活動等における不正に関する利害関係者となったとき。
 - (3) 公益通報において被通報者となったとき。

（コンプライアンス推進責任者）

第8条 公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は、各学部長、各研究科委員長、アジア研究所長、英語教育センター所長及び事務局長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、次に掲げる業務を統括管理責任者指導の下、実施する。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告しなければならない。
 - (2) 統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、不正行為の防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに理解度を把握しなければならない。また、受講内容等を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、誓約書等の提出を求めなければならない。
 - (3) コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行うこととし、実施に際してはあらかじめ一定の期間を定めて定期的な受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
 - (4) 統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、自己の管理監督又は指導する部局等において、全ての構成員に対して、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を定期的実施する。
 - (5) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。
- 3 統括管理責任者のもと、コンプライアンス推進責任者は、研究倫理の向上を目的とした研究倫理教育責任者を兼ねる。
- 4 研究倫理教育責任者は、広く研究活動に係る者を対象に、定期的な啓発活動及び研究倫理教育を実施する。

（コンプライアンス推進副責任者）

第9条 コンプライアンス推進副責任者は、各学部教務主任、各研究科学務委員、アジア研究所長並びに英語教育センター所長が指名する者及び各事務部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、担当する学科等における不正行為の防止に関する運営・管理に取り組まなければならない。

3 コンプライアンス副責任者は、研究倫理教育責任者の指示に基づき、担当する学部等における不正行為の防止に関する運営・管理に取り組む研究倫理教育副責任者を兼ねる。

(不正防止計画推進部署の設置と役割)

第10条 本学に、不正防止計画推進部署として、「研究活動における不正防止委員会」(以下、「不正防止委員会」という。)を置く。

2 前項に定める不正防止委員会規程は、別に定める。

(不正行為の相談・通報窓口)

第11条 不正行為に関わる相談又は通報、情報提供等のための窓口(以下、「相談・通報窓口」という。)を置き、教務部教学センターとする。ただし、通報者、被通報者との間において直接利害関係がある場合は、利害関係に関与しない事務局各部署の長をもって充てる。

2 相談・通報窓口は、不正行為に関わる通報の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行うものとする。

3 相談・通報窓口は、書面による通報等、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。

4 不正の通報等の制度について、教職員等に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。

5 業者等の外部者に対して、相談及び通報等の仕組み(連絡先、方法、通報者の保護を含む手続等)について、ホームページ等で公表し、周知を図る。

(通報)

第12条 不正行為の疑いがあると思料する者は、原則として、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて通報することができる。

(1) 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等又は研究グループ等の氏名又は名称

(2) 研究活動上の不正行為の具体的内容

(3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由

2 前項の通報の受付は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談などの選択を可能とするが、通報は原則として顕名によるもののみ受け付ける。

3 前項の定めにかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 新聞等の報道機関、学会等を含む研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

(通報の相談)

第13条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続きについて疑問がある者は、相談・通報窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったとき、相談・通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるとき、相談・通報窓口は、最高管理責任者に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口の事務職員の義務)

第14条 通報の受付に当たっては、相談・通報窓口の事務職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

2 相談・通報窓口の事務職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合は、その内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

(予備調査)

第15条 最高管理責任者は、第12条の通報等により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、速やかに、通報等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。

2 通報を受ける前に取り下げられた論文等に対する通報について予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

3 予備調査は、統括管理責任者、当該通報の該当する部局のコンプライアンス推進責任者、必要に応じ、研究倫理教育責任者により行うことを前提とするが、第16条に定める研究活動における不正調査委員会(以下、「不正調査委員会」という。)を設置して行うことも妨げない。

4 予備調査は、通報者及び調査対象者からの事情聴取並びに通報に関わる書面等に基づき、不正行為の有無及び程度について行うものとし、最高管理責任者は予備調査の結果に基づき、本格的な調査(以下、「調査」という。)を行うべきか否かを通報等の受付から原則30日以内に決定するものとする。なお、予備調査をもって不正の有無及び内容が明らかとなった場合は、調査を省略し、「研究活動における不正調査委員会規程」第8条に定める「不正行為に対する措置」に移ることができる。

5 最高管理責任者は調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。調査を行わないと決定した場合、通報者に対し、調査を行わない旨及びその理由を通知するとともに、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

6 最高管理責任者が調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にその旨を報告するものとする。

(不正調査委員会)

第16条 最高管理責任者は、調査が必要と判断した場合は、不正調査委員会を設置し、調査(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)を実施する。

2 前項に定める不正調査委員会規程は、別に定める。

(守秘義務)

第17条 相談・通報窓口又は調査等に関係する教職員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も同様とする。

(内部監査部門)

第18条 本学における公的研究費の管理・運営並びに研究費の不正使用の防止等に関する監査(以下、「内部監査」という。)については、内部監査室が公的研究費における管理・監査に関する規

程第1条により監査を行うものとする。

- 2 内部監査部門は、不正防止委員会から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案するとともに、不正防止計画推進部署においては、内部監査結果等を不正防止計画に反映させる。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、研究に係る不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、最高管理責任者、統括管理責任者の他、関係者により協議する。

- 2 競争的研究費等に係る不正使用及び不正行為の通報、調査及び認定の手続き等についてこの規程に記載のない事項については、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則して対応するものとする。

(所管)

第20条 この規程の事務所管は、教務部教学センターとする。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、不正防止委員会に諮り、部長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。